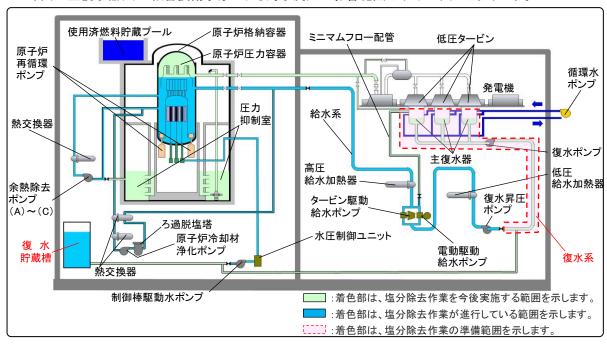
## 浜岡原子力発電所5号機 主復水器細管損傷に係る対応状況について(続報)

2011年12月6日

2011年5月14日に、浜岡原子力発電所5号機の原子炉停止後の冷温停止操作過程で発生した主復水器細管損傷事象に伴い系統内に海水が流入したため、塩分の除去作業等を進めています。これまでに実施した塩分の除去作業等の状況について、お知らせします。

### 1 塩分の除去について

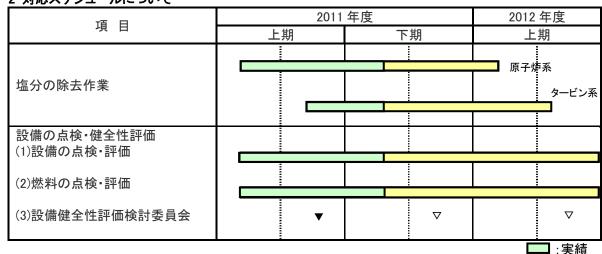
今回の主復水器(A)の細管損傷事象による海水流入の影響範囲は以下の図のとおりです。



また、塩分除去作業の進行状況は次のとおりです。

- ■原子炉内および原子炉冷却材浄化ポンプ、余熱除去ポンプ(B, C)を含む系統は、設備へ影響を及ぼさない十分低い値まで塩化物イオン濃度が低下しています。
- ■原子炉系では、原子炉再循環ポンプ、制御棒駆動水ポンプ、余熱除去ポンプ(A)を含む系統について、タービン系では復水昇圧ポンプ、電動駆動給水ポンプ等を含む系統について、脱塩水\*との置換が完了しています。
- ■現在、原子炉系は復水貯蔵槽の塩分除去作業および内面点検をおこなっています。
- ■タービン系においては、主復水器を含む復水系の塩分除去作業準備を進めており、準備が整い次第、 作業を開始します。
  - ※ 脱塩水は、新野川の伏流水を脱塩処理したものであり、塩分を含んでいません。

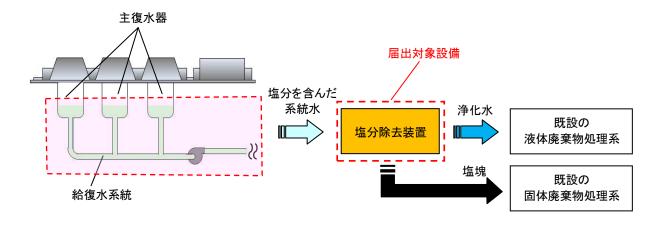
# 2 対応スケジュールについて



### 3 工事計画の届出について

現在、海水が流入した設備の塩分除去作業を進めています。このうち、主復水器および給復水系統内の塩化物イオンを高濃度に含んだ系統水の浄化作業をおこなうため、塩分除去装置を設置することとしました。

塩分除去装置を設置するにあたっての法律上の手続きとして、電気事業法第 48 条に基づき、本日、経済産業大臣に工事計画\*の届出をおこないました。



※ 発電所設備の設置工事等をおこなう際には、電気事業法の定めにより、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか、または経済産業大臣に届出をおこなうことが必要な場合があります。

### 【これまでにお知らせした内容】

浜岡原子力発電所5号機 原子炉停止後の主復水器の導電率の上昇について

(2011年5月15日お知らせ済み)

浜岡原子力発電所5号機 主復水器の導電率上昇に関する点検について

(2011年5月18日お知らせ済み)

浜岡原子力発電所5号機 主復水器の導電率上昇に関する点検について(続報)

(2011年5月20日お知らせ済み)

浜岡原子力発電所5号機 主復水器細管損傷事象に係る原因と対策について

(2011 年 7 月 15 日お知らせ済み)

浜岡原子力発電所5号機 主復水器細管損傷に係る対応状況について

(2011年8月29日お知らせ済み)

以上